

過労死防止学会教職員の過労死裁判事案による報告の前に

静岡家族の会 尾崎正典

今からお話しする 3 件の過労死事件はすべてうつ状態を業務により発症して闘病の上、自死していった事例です

小学校教諭、静岡木村裁判事案、中学校教諭、大阪田村裁判事案、小学校教諭 静岡尾崎裁判事案の原告による報告です。

うつ、うつ状態は大変危険なことが分かってきています。健康状態の場合自分の命に勝る大切なものはないと認識していると思いますが、うつ状態ではその冷静さが失われてしまいます。教諭の仕事は児童、生徒の多様性の中で、危険対応、衝動行動、多動性、重い障害を持つ児童への対応の中で発症しています。教諭には生徒、児童間の暴力、混乱、危険行為に対して常に対応を求められますが、同時に教諭自らも被災する危険が有ることを重く教育委員会や校長は認識する必要があります。教諭等の管理をするとされる管理職が危険が発生すると想定できることに対しては厳重に検討を重ねる必要があります。細心の注意が必要です。必ずトラブルは発生することを想定して心構えることが管理職には求められます。尚、明らかに問題のある決定等のために発生したトラブルの責任は管理者がとる必要があります。甘い予想や起こるはずがないなどの想定は問題外です。それは管理者である、あなたが危険を作っているのです。

うつ、各種の病状は大変危険な闘病生活が続きます。自死の発生も認められることを重く受け止める必要があります。そのうえで難しい点は、うつ状態の本人の混乱は表に表出する現象は少なく、変化は処理能力の減少状態、疲れ脱力感、など表出しても気が付かない点も多くみられ、心の状態が観察できにくい特性があります。無理をさせ続けてはいけないことは確かです。被災本人より状態の異常を訴えた場合それは自らの日常の状態の自己観察と乖離がみられることと考え、周りでは大丈夫そうに見えても（周りで気が付きにくい）本人の訴えを重視して速やかに補助体制や業務の停止も含めて早急に対応すべきと考えます。周りで見て教諭の状態が日ごとと違う場合、確認のための会話による質問や積極的な業務補助の協力など日ごろから対策案等を職場内で検討することも大切だと考えます。早期に見つけて助ける、強い職場全体の意志も必要と考えます。日ごろから自らのうつ状態の危険とその場合の心理状態、感覚、等の想定による指導も、早期発見に役立つと考えられます。併せて、長時間労働の回避、休養の取得、小集団での協力対応、会話話し合い、悩み等の言語化、改善も大切ではないでしょうか。教諭には児童の喜びも伝わりますが、悲しさ、つらさも伝わることを冷静に考える必要があります。教諭の受傷の危険性について日ごろから認識することも大切です。

教育現場における教諭の過労死防止の安全対策について

静岡家族の会 尾崎正典

教諭の過労によるうつ状態、うつ発症後の危険について事例の中から再発を防ぐ観点から個々の事実に基き話したいと考えます。ここでまずお断りしておくべき内容があります。私をはじめ今回の発言者には教育者としての経験及び職業に関連した職場経験がないということ。教育現場の現実の状況等についてほとんど経験や理解が少ないことをまず、

先にお断りいたします。しかし逆に言えることは、一般職や会社勤務の常識や管理ポイントについては熟知している点も多いことを申し添えます。教育現場の教諭の過労死防止の安全対策とはなぜか、の問いには家族が教育現場で過労死をしてその認定にそれぞれ10年もしくはそれ以上の期間、その認定のために災害発症の因果関係及び原因について国と争いその事実が教員の労働における災害であると、国側の反対の主張に対して災害の事実を検証して、公務災害であると裁判にて確定してきた家族の主張であることで、教諭の災害に対して提言させていただくものです。

初めに教諭の労働災害を認定すべき公務災害基金の実像はその確認作業及び認定作業上基本的に災害の認定には非常に厳しく例えば私の裁判においては最高裁まで否認し続けていました。私が感じたことは次々に論点を変えてでも否定する10年に及ぶ裁判闘争とは大変厳しいものです。

公務災害基金が提示している認定基準や案内は、学校現場や教諭へ災害時には災害と認められるとの、安全認定の机上の神話であります。実際は現実によくの事例に対して固く、固く、その扉を閉ざすものであること、それはまさに過労死の対策を遅延させる重大な要因であることを私は感じております。今も反省をするべきことに災害基金への申請が年間600件にも及ぶ現職死亡者に対して災害基金への申請及び認定件数がその1～2%であることも職務の危険性及び原因を追究する姿勢がないことを表していると考えられます。

事故発生にはその責任部署や指示命令系統の長など災害発生にかかわる当事者が多くの場合は存在します。その当事者に配慮が必要なことは重要で確かなことですが、しかし、再発を防ぐ観点からその内容の公表は必要不可欠で、合わせて類似する事例に再発及び業務に起因する注意点を迅速に公表し再発防止及び類似災害の根絶の歩みをいかに早く進めるかを問われるものです。いたずらに事実をネギ曲げ事実と著しく反する虚偽の証言等を集めることはその事例の事実の拡販による再発防止効果を破壊する行為といえます。

事例の検証の前に

1. 学校現場 では教諭の意思で調節できないことが日常的に発生します。まず教諭は一般的に30人くらいのそれぞれ違った特性を持つ児童生徒を長時間、各分野にわたって指導すること。障害のある児童に対してもその障害に合わせて指導をします。そして、児童の安全と教育の成果が常に問われること。指導には日常生活における生活態度や感性にも及びます。その日常は多くのトラブルや教師の経験をはるかに超えた事件、が発生することもあり

ます。教諭が回避できない場合も発生します。児童の教育と成長の協力者としての責任と日常的な長時間に及ぶかかわり、その家族とのかかわり、多くの苦情や指導上の注意点をも追加されることも多いと考えます。特に地域の教育委員会や校長等の指示命令者からの指示命令は自分では調整できないことが時に多く存在しているのです。

例えば転勤、勤務校の変更は2年から4年で次々変わります。教諭は自分から転勤願いを書く場合もありますが、通常転勤の指示が決定され教諭はそれを受け入れることとなります。毎年児童、学年も変更になります。併せて児童の父兄、校務分担業務も変更になります。うまく指導ができないことも時として特別な事情でなくてもあると考えられます。初めから懸念される児童や特別な事情のある場合には、その危険性はより高いと考えられます。そのような日常の中で発生していく危険な児童の行為や、教諭の過労などについて回避の糸口を考える意味でいくつかの事例で検討したいと考えます。

1. パワーハラスメントの累積と危険を想定できない部署の管理者によるパワハラにより発生した、非教育目的の強引な企画により発生した過労死事案

パワーハラスメントは多くの教諭にかかわる職場で日常的に発生しています。それがパワハラになるのか理解しないまま、その不用意な力を職場で行使している、人物、組織、役職が存在することを、認識していただきたい。そのパワーハラスメントは日常の業務の中で、その記録もその影響での災害までもが各自の認識から失われていきます。それは責任を問われることもなく、次のパワーハラスメントに続いていきます。危険なパワハラは記録とともに改善の指導がしかるべき職務より行われることが望ましいと考えます。

今回の事例は少なくとも9つのパワーハラスメントが続きました。最後は事件後、事件検証を妨害する形で発生しております。あたかも正常な一般業務のように体裁を整え内情は大変危険を伴うパワハラが行われた記録です（追加資料1）。パワーハラスメント（6）には被災者が教育上、驚きや、児童の安全を守る行為や児童の混乱を回避するために身を挺して児童を保護する中で経験した出来事の記録が記載されています。教諭はこの資料の中で声が出なくなったり、音への反応が薄れたりしていきました。この資料の左側は被災者本人の記録です。これは公的会議のために作成されたもので、文面と状態の説明はあえて優しい表現になっていると考えます。それは父兄の記録や音声記録テープなどによって解ってきたことです。この資料の中に被災教諭の被災の進んでいく記録が存在いたします。右側にはその考察内容と父兄の記録などを記してあります。（第4分科会会場で限定配付 追加）

資料 1 過労死裁判提出済み資料

パワハラのはじめ（1）

善子は46歳の時、20年以上続けてきた普通学級の教諭から、支援学級を希望して支援学級の担任に初めてなりました。次の年まだ1年しか経験のない支援教室の担任を新たに新設される支援学級の計画が地域で持ち上がりそこに経験1年の教諭を担当にしようとする動きが起こります。通常長い経験のある教諭を指定するのが常識ですがこの地域には適切な人材が見つからないためわずかな経験の教諭をそこに充てようと計画しました。この決

定は当事者の教諭には自分の意に沿わない決定だったようです。まず移動願いが出ていないこと、次に前年教育に当たった児童が 1 年かけてその成果に教育者として興味深い児童の進歩を見て取り、次年度の指導に大いなる計画と期待をしていました。児童の父兄とも良好な協力関係を築き指導の成果を驚きと共に確認していました。特にこの小学校は支援学校の教育に熱心で長年の地域を含めた支援教室運営に理解がありました。注意すべき見守り活動や設備、にも多くの蓄積があり、支援教室の教諭の補助となっていました。支援教室担任新任 1 年目に無事に終了できたこともこのような協力関係が学校にすでにあった為と考えられます。もう一つは 1 年間の教諭の指導の成果に周りの評価があったことも新設の小学校を任せる動きを止めない理由でもあった可能性があります。

地域の教育で障害者教育の免許の有る専門家が不足していたことも考えられます。被災教諭に移動を強要するために希望を聞くのではなく、できなければ中学校への移動を指示したことは 20 年以上小学校に勤務の教諭には強い脅しのようなものであったと考えられます。被災教諭は組合活動や平和運動、作文教育に携わっており日ごろから人事でも過酷な扱いを受けていたことを口にしていました。特に今回の移動は被災教諭の意見をあえて聞かない人事でありました。

パワーハラ (2)

小学校の立地地域の初めて「新設する支援学級」に転勤してすぐ担任するのは大変であったと考えます。パワーハラと考える次の点は新設する養護学級の備品がなにも計画されていないこと、予算も事前になにも計画されていないことです。校長は始めてから相談しながら計画すればいいと考えた。と言います、しかし新学期早々必要なもの及び新しく支援学級新設の何の設備計画もないのは常識の範囲を超えるものです。新たな担任は、何もない教室で指導をはじめながら備品の追加申請を申請していくのは担任にとって大きな負担になります。これは地域で初めての支援学級の新設に校長は事前準備をしないで新任の経験のほとんどない教諭に任せたパワーハラメントです。前年度の小学校に比べ支援学級のフォロー体制もほとんどない状態でした。

支援学級(養護学級)教諭は通常地域のほかの小学校などの連絡を取りやすくするために地区の就学指導委員会の委員、になり地区他校の支援学級の教諭との養護教育や発達障害の児童の状況を地域で話し合う為に、同時に就学指導委員になるのが通例ですが前任校では任されていましたが、転任校では外されていました。地域での他校との支援や児童の相談を直接地域の支援学級の教諭たちと相談などを閉ざされた事となりました。予算も計上せず新設の事前準備もしないで地域との大切な会話の場をも閉ざすのは、余りにも養護教育の難しさを理解していない、経験の少ない校長の配慮と事前の計画準備を怠るパワーハラメントであると考えます。

パワーハラ (3)、

支援学級に新たに障害の度合いが 1 ランク以上違う「養護学校」の児童で、特に法的措置で、地域の福祉事務所が家庭での養育力の不足から施設に保護していた児童を、家庭に戻し地元の支援学級に入学を試す体験入学が計画されました。ここには 3 個の強引なパワーハラが存在します。

- *被災教諭は養護学校の重度の障害のある児童を指導する免許を教諭は持っていないこと。つまりそんな授業はできないこととなります。それを校長は被災教諭にやらせました。免許以外の業務の実施のパワーハラスメントになります。
- *法的措置で家庭から離し保護している養護学校相当児童を法的解除もないまま家庭に戻し地域の普通学校に通わせる計画になにも法的解除がされていないこと。保護された児童の安全及び在籍児童の安全、教諭の安全を考えない決定でした。福祉事務所が法的措置で保護されている児童を法的解除もなく家庭に戻しそれを教諭に任せるのは明らかに危険な行為を押し付ける福祉事務所によるパワーハラスメントです。
- *その年度初めにすでに教育委員会の専門家達により 1 ランク障害の重い養護学校相当と正式決定され養護学校にて指導を一人の専門指導員が付ききりで指導していました。併せて福祉事務所は家庭内暴力、家庭での養育能力不足より養護施設に家庭より法的措置で引き取って施設に入所させて、親元を離して施設で養育していた特別な児童であります。

このような児童を家庭に戻し、小学校の障害の違う指導をしている支援学級にて教諭に授業をやらせるでしょうか。教育委員会の年初の決定を簡単に覆し被災教諭に負担を強いるものでした。これは教育委員会によるパワーハラスメントです。

パワハラ（４）

表向きは教育委員会、福祉事務所 小学校校長 は教育目的であるとの名目を作り上げ会議を重ねました。しかし福祉事務所からの連絡と教育委員会担当者と小学校校長との話の記録（校長）に依りますと「養護学校相当児童施設で親元から離して保護されている児童の親に入学を諦めさせるために」（体験入学をして多くのトラブルを見せ入学を親にあきらめさせるために体験入学を実施する。）との打ち合わせ電話記録（校長）が存在するのです。このような計画を在籍児童をはじめ普通教諭にさせるのは犯罪に等しいのではないのでしょうか。被災教諭はこの文章の存在を後日知ることになり涙ながらに家族に話しています。これは不法行為に近いものです。教育目的と偽るパワーハラスメントになります。

パワハラ（５）

体験入学で調査をするにあたりその調査の安全性の確保のために児童の養護学校ではない養護学級への適応性を調査する場合在籍児童の安全性、および普通免許の教諭の安全性をも守られなければなりません。「一般常識として 2 日から 3 日の調査期間が正しい。」と専門家は話しています。しかし福祉事務所および教育委員会校長の決定は半月にも及ぶものでした。強引な非常識な期間実施することを強要しました。これは児童と教諭の安全性を無視したものです。常識を外す長期の調査は安全を無視したパワハラになります。

推測するに、福祉事務所が計画したのは家庭から法的に離し施設で保護する児童の家庭での養育の可能性を暗に調査することも目論んだ結果、より長期の学校での体験入学をすることを強く推し進めたためと考えられます。このことは在籍児童や被災教諭に対して明らかに有ってはならない危険な企画であり、自らの職種の違う検証をするために強く推し進めたことは明らかです。当時校長は証拠の中で「福祉事務所はもっと長い 1 か月に及ぶ体験入学を指導してきたこと、校長はそれを半分までは短縮できたがそれ以上はできな

った。」と話しています。しかし福祉事務所は家庭への指導はその間一度も実施しませんでした。

体験入学期間中も一度しか確認に来ていません。預けられていた施設の教頭が1度、職員が1度確認に来ただけです。いったい何を検証しようとしたのでしょうか。

このようなことを黙認した上部組織はどこでしょう。報告もされてないことでしょう。

パワーハラ (6) (*このパワーハラの期間中の記録と考察の資料を添付します。)

この企画は在籍児童の保護者にも強く懸念されました。その理由は就学前の児童及び保護者の記憶にある強いマイナスの記録でした。在籍児童は体験入学の前から体調を崩し大きな危険がある出来事まで誘発させました。父兄の切実な陳情は体験入学開始前、その後も続きました。併せて一年間の教育的成果の破壊までもが教諭をはじめ在籍児童と父兄は感じました。校長室に何度も何度も児童を保護しながら避難した記録が残っています。すでに3日目に破たんをしていることは明らかで教育目的として続ける意味はありませんでした。しかし在籍児童及び教諭の安全のために計画を中止することはありませんでした。泣き叫ぶ児童が震える体を教諭は抱きかかえながら児童を保護し続けました。一年間の大切な指導のたまものの教育的成果の破壊も目の当たりにしました。教育目的でなく、児童、教諭の安全も無視する危険な状態を強要し続け被災教諭に危険な心因反応、過労によるうつ状態を発病させたの危険な企画を止めさせなかった、危険を回避しないでその状況が続けるパワーハラメントといえます。期間中被災職員は声が出なくなっていました。そのほか多くの症状が児童や教諭に見られます。(資料1を見てください)

パワーハラ (7)

教諭に対して校長及び教育委員会 福祉事務所は教育目的と偽り教諭に体験入学をさせその内容を記録して報告会を開くと確約して教諭に克明な記録をさせておりました。

しかし、本来この企画は親にあきらめさせることが主目的で体験入学終了後、親が入学を諦めた事により報告会も中止となりました福祉事務所はダメでした。の電話一本で終わったと校長は述べております。教育目的とされ克明に指導記録を取り続け当時ワープロで時間のかかる作業を続けておりましたが何の教育目的にもその文書は使われませんでした。今も30部に及ぶ会議用の配布文章が残っております。被災職員は静かに使われなかったんだよ。と涙を流して話していました。

「正式な児童の適性を検証する会議を開くという嘘で被災職員に克明な記録をさせ続けた」パワーハラメントこれはほぼ自宅残業で記録は作られました。

そのことは電話1本でダメでしたような報告が公官庁でまかり通っているのか、親が諦めた事で終わりにしたことは明らかで、やはり何の教育目的もなかったことを裏付けております。ひどい話です。驚くことはもう一つあります。このように何の検証も打ち合わせもなく幕引きした次の年、被災教諭が自死した後この障害者の児童の両親は再度地元での小学校への入学を申請したのです。その後もこの児童は養護施設に保護され元の養護学校に通っていました。成長する中で一度家庭に短期間、戻りましたがうまくいかず、再度養護施設に入っています。この年にはもちろん体験入学は行われませんでした。

パワハラ（８）

自閉症児は教育上の注意点があります。体験入学時の形ばかりの補助は行われましたが在籍の自閉症の児童の今後の発達を長期間閉ざしてしまうような障害の発生の危険を認識していたのは教諭だけでした。その為、期間中児童の教育上の障害が発生する危険を自ら身を挺して守り続けようとしたのです。それをこの企画は教諭に強いたのであります。被災職員はなくなりましたが、幸い在籍児童はかろうじて守られたと考えております。仮に在籍児童が、けがなどの障害が発生した場合、そこでもこのような異常な企画をした機関ではなく、担任である被災職員が責任を負ったことと思います。

パワハラ（９） かん口令

教諭はうつ状態となり 2 月から 3 月におけるその後の教諭は教室で床に横たわってしまうほどの脱力感が頻発したようです。多くのほかの先生に確認されていきました。その後、新年度数日後から被災教諭は長期休暇を取り闘病生活に入っていました。復職の願いと薬剤などで読書ができないことや判断力の低下、を自ら感じていました。大きな不安の中で自ら苦しい苦しいと当時 75 歳の母にすがって耐えていました。その後自ら、命を絶っていきました。体験入学の 6 か月後でした。その後家族はすべての成り行きといきさつを教諭から聞いていた為、裁判闘争に 10 年以上の月日を費やしました。その中で一部の同僚以外多くの同僚の教諭及び教頭、校長、教育委員会 福祉事務所 は自らの正当性を主張することのみに費やされていきました。災害を無くすために必要なことは災害発生の関連事実を正確にどのような場合も話すことなのです。安全対策の一つは以上のようなパワーハラスメントを日常の業務の中で発生させないこと、許さないことです。そしてあなたが加害者にも被害者にもならない日常の業務遂行です。